

補助金調書

補助金名	エコ発する事業補助金				担当課 (連絡先)	環境局環境政策部環境政策課 (TEL:092-733-5381)		
交付先	団体	市民団体・NPO法人等			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期			要綱では定めていないが、例年4月上旬～4月下旬を受付期間としている。			
(公募の場合) 応募要件	①5人以上で組織された市民団体・NPO法人等 ②福岡市内で活動している団体 ③ごみ減量・リサイクル, 環境学習・啓発, 環境保全, 環境美化などに取り組む団体							
(非公募の場合) 非公募の理由								
補助開始年度	平成17	年度	経過年数	11	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><目的> 市民団体が自ら、発意・企画し、自主的に取り組む環境保全活動に対し補助金を交付することにより、福岡式循環型社会の構築をはじめとする環境の保全及び創造を推進することを目的とする。</p> <p><補助対象事業> ごみ減量・リサイクル／環境学習・啓発／環境保全／環境美化</p>							
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回			
終期を延長する理由								
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>①事業の範囲が全市または複数の区にわたる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助期間3年目まで: 補助対象経費の3/4以内, 上限額100万円 ・補助期間4年目: 補助対象経費の2/3以内, 上限額90万円 ・補助期間5年目: 補助対象経費の1/2以内, 上限額80万円 <p>②事業の範囲が単一区内の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助期間3年目まで: 補助対象経費の3/4以内, 上限額50万円 ・補助期間4年目: 補助対象経費の2/3以内, 上限額40万円 ・補助期間5年目: 補助対象経費の1/2以内, 上限額30万円 						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】							
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度				
	件	(16) 件	26 件	22 件				
	5,706 千円	(4,314) 千円	6,804 千円	6,426 千円				
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>博多湾の干潟等の生きものたちを紹介する自作のガイドブックを活用した観察会の実施や市民向けの省エネ講習会やエコツアーの開催、福岡の竹林保護活動他、多数の環境活動を実施。 詳細は環境局HPIに掲載。※平成26年度エコ発する事業活動紹介(パンフレットPDF)を参照</p> <p>HPアドレス http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/index.html</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">福岡の環境</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">検索</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">エコ発する事業補助金で検索</div> </div>							
補助金交付 による効果	市民団体やNPO法人等が自ら考え、企画し自主的に行う環境活動に対して支援を行うことにより、多くの市民が行動を起こす機会をつくっている。							

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。